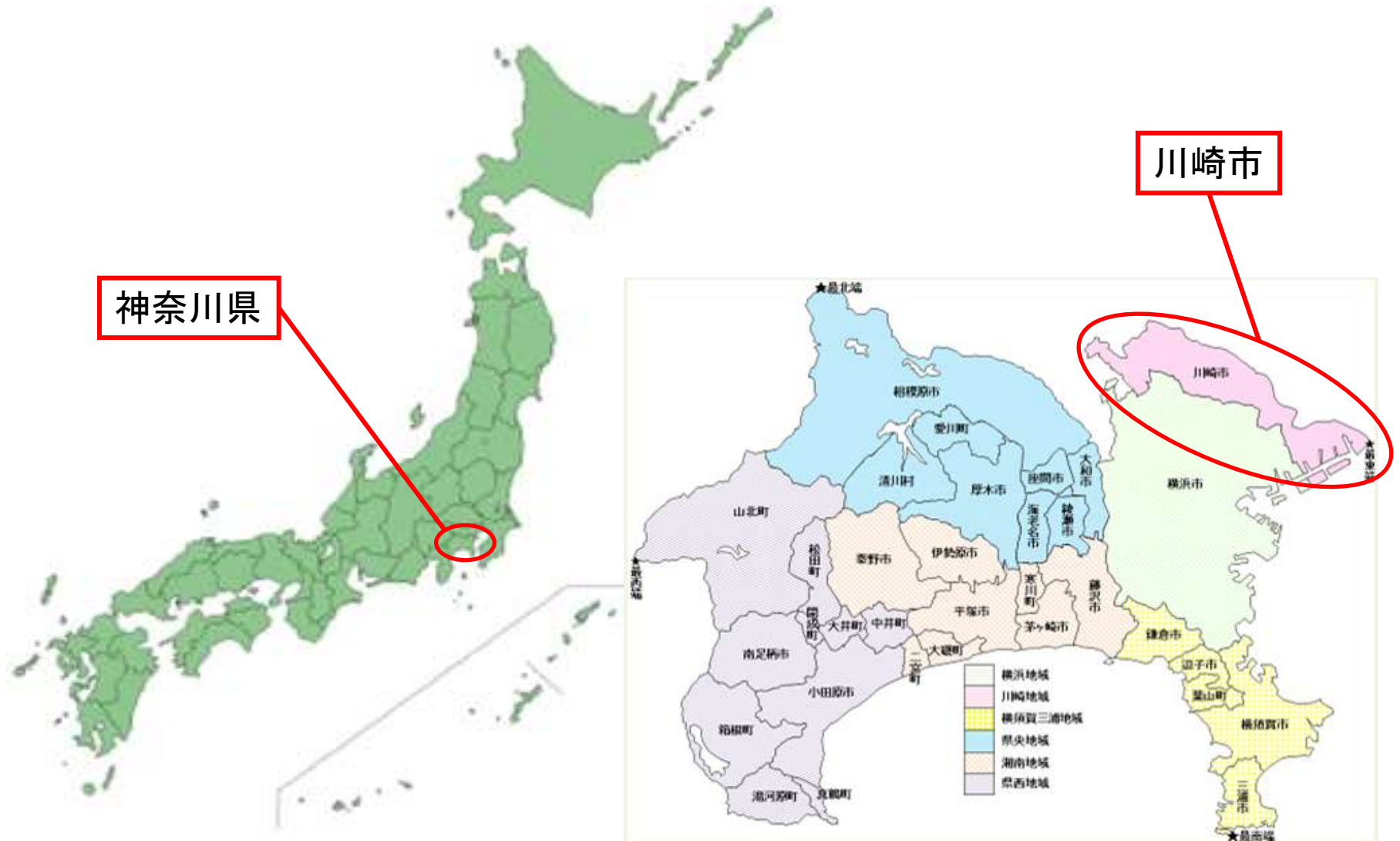




平成26年8月22日

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

1 川崎市の概要 (1)位置



1 川崎市の概要 (2)概要

	川崎市
人口	145万人
面積	143km ²
行政区	7区
保護世帯数(平成26年6月)	24,191世帯
保護人員数(平成26年6月)	32,694人
保護率(平成26年6月)	2.24%
保護費(平成25年度)	約 600億円

1 川崎市の概要 (3)特徴

全市の状況 人口145万人

【保護の概況(H26.6)】

保護世帯	24,191
保護人員	32,694
保護率	2.24%
その他世帯数	5,131
その他世帯比率	21.2%

川崎市一般会計予算 約6,000億円
うち保護費 約600億円

- ・ 完全失業者数 約35,000人(H22国勢調査)
- ・ 雇用保険決定件数 約24,000人(H23)
- ・ 有効求人倍率 0.69倍(H25.11)

麻生区へ40分

東京駅へ20分

横浜駅へ10分

川崎区の状況

【川崎福祉事務所(H26.6)】

保護世帯	4,799
保護人員	5,620
保護率	5.92%
その他世帯数	1,089
その他世帯比率	22.7%

【大師福祉事務所(H26.6)】

保護世帯	2,108
保護人員	2,829
保護率	3.87%
その他世帯数	449
その他世帯比率	21.3%

【田島福祉事務所(H26.6)】

保護世帯	2,210
保護人員	2,930
保護率	5.66%
その他世帯数	437
その他世帯比率	19.8%

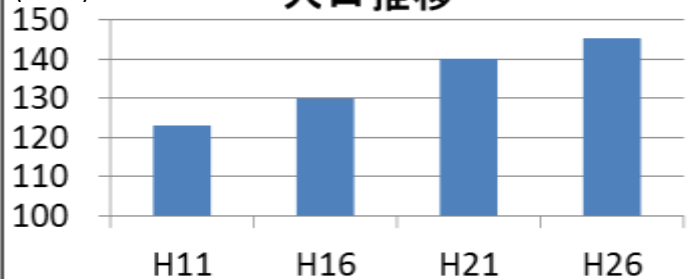
幸区の状況

【幸福社事務所(H26.6)】

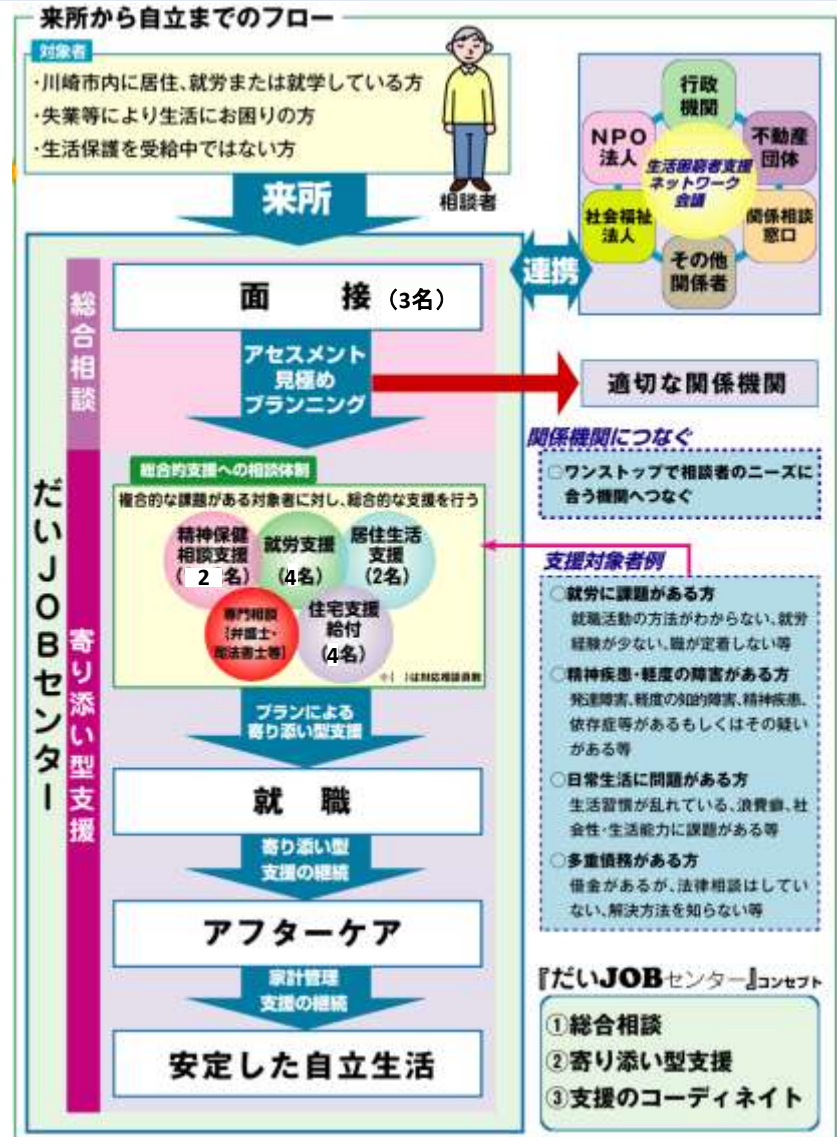
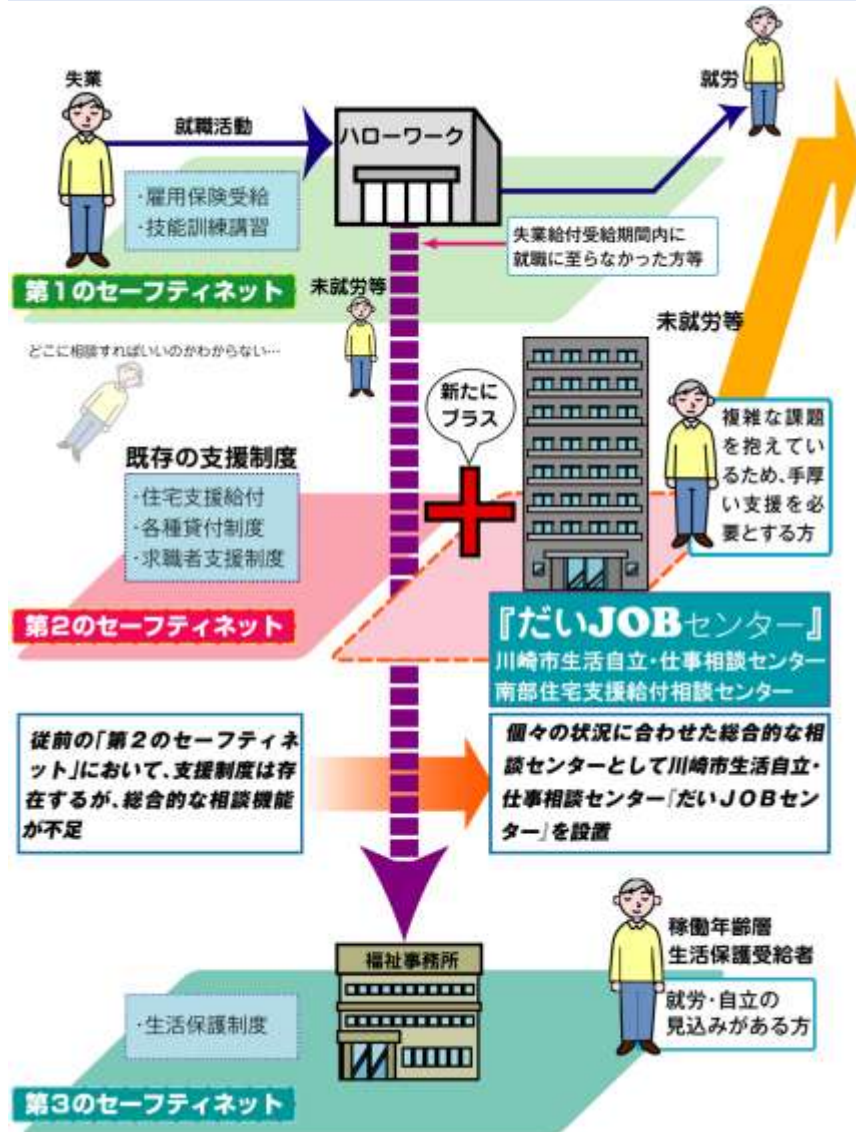
保護世帯	3,416
保護人員	4,787
保護率	3.02%
その他世帯数	723
その他世帯比率	21.2%

(万人)

人口推移



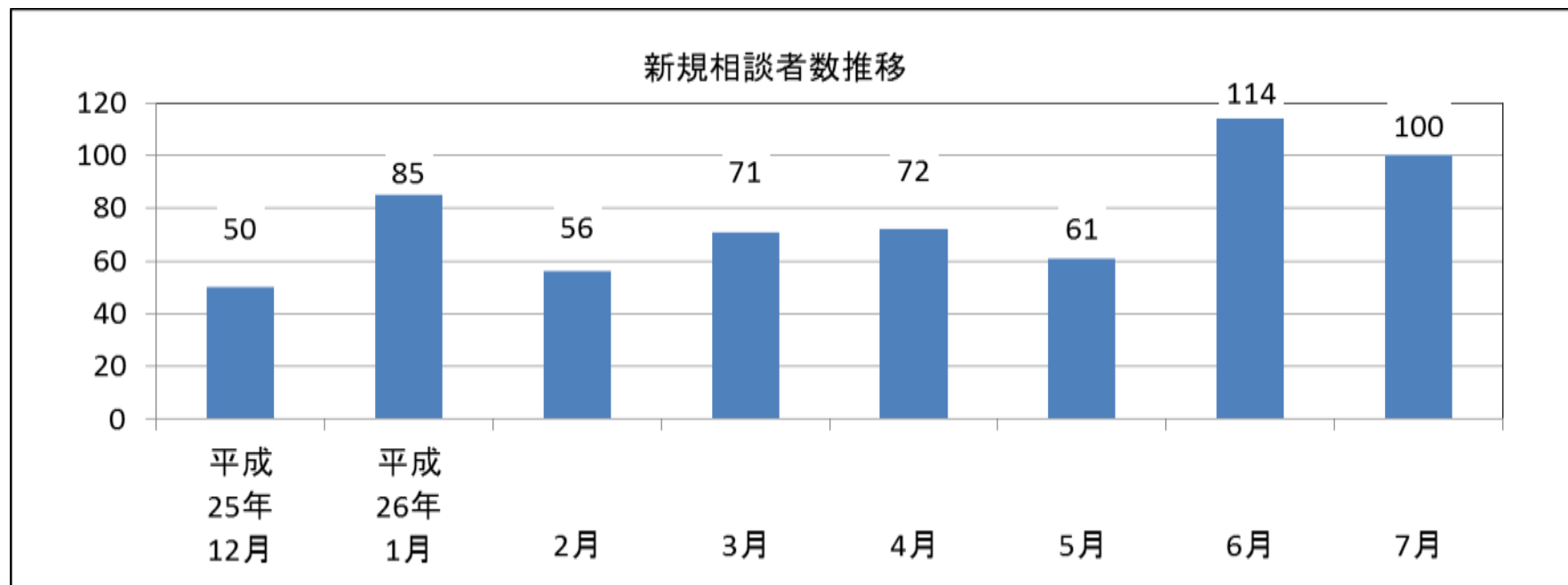
2 相談の状況 (1)体制



2 相談の状況 (2)相談者－①

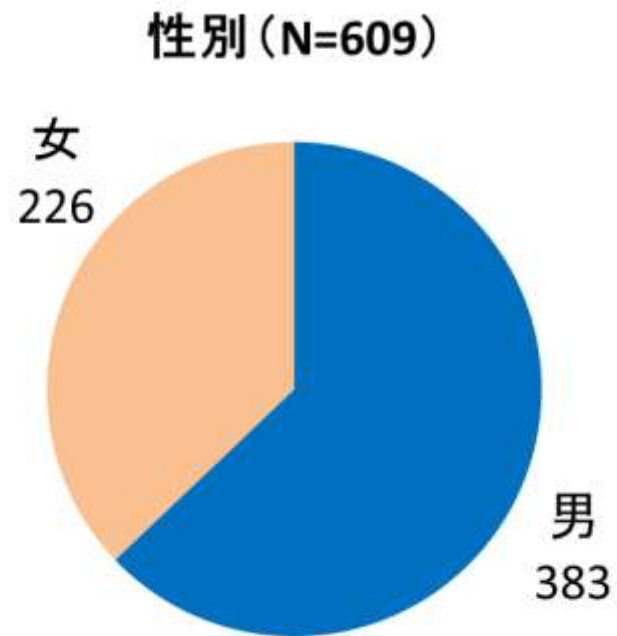
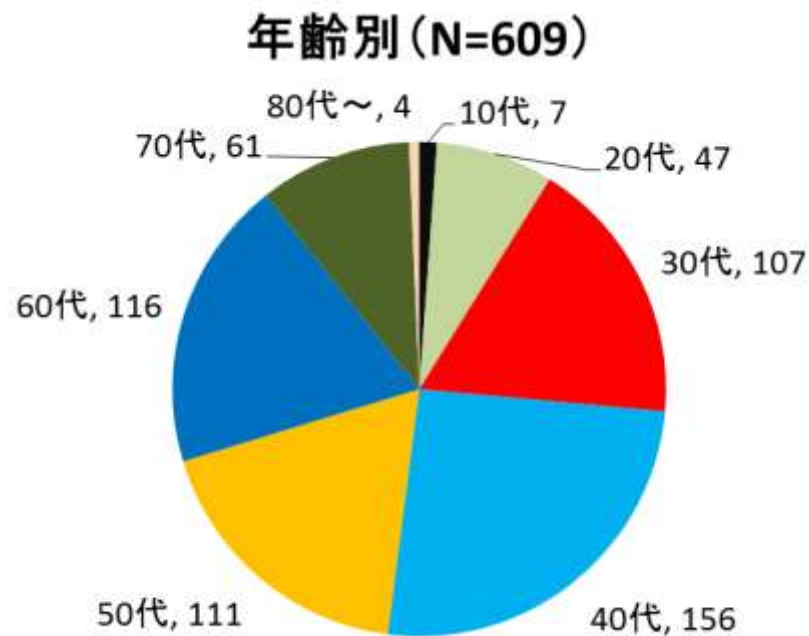
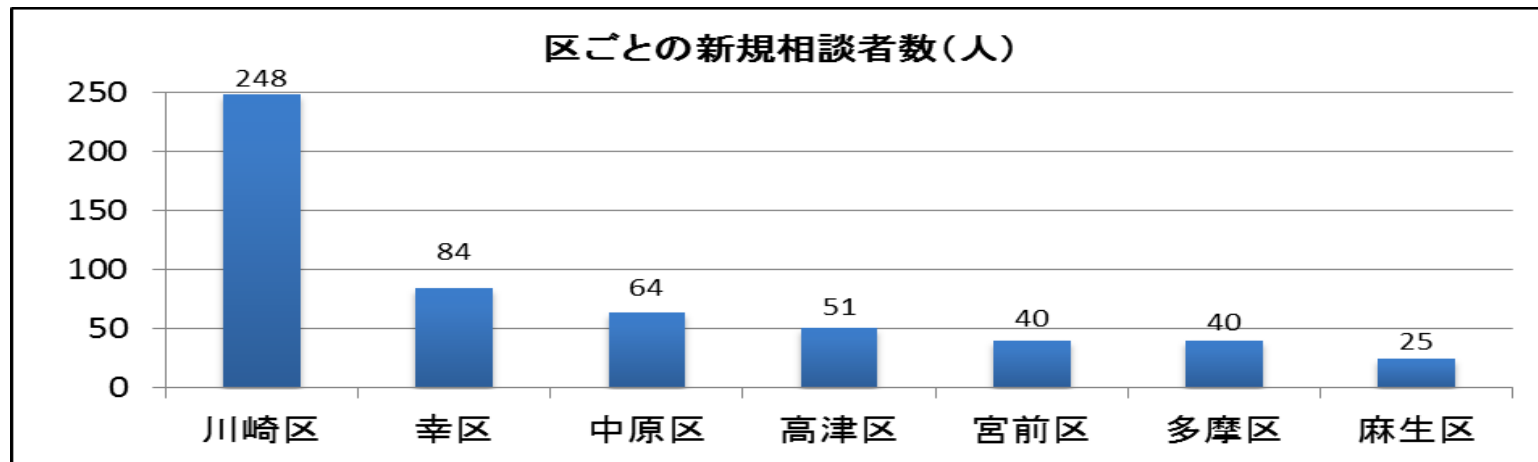
(単位：人)

	平成 25年 12月	平成 26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	累計
新規相談者数	50	85	56	71	72	61	114	100	609

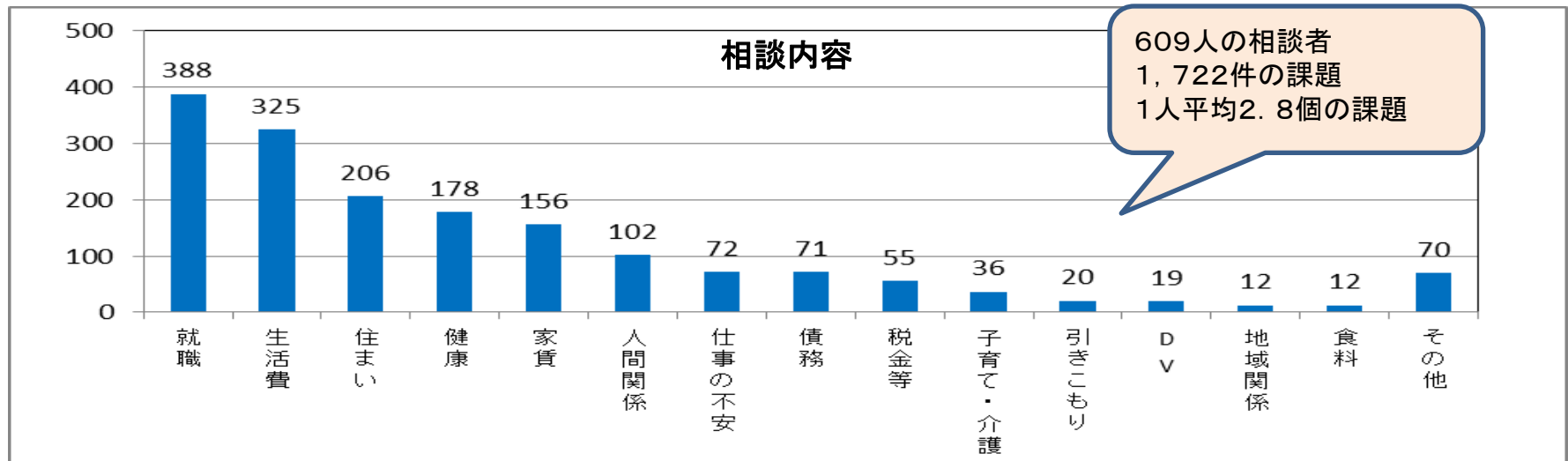
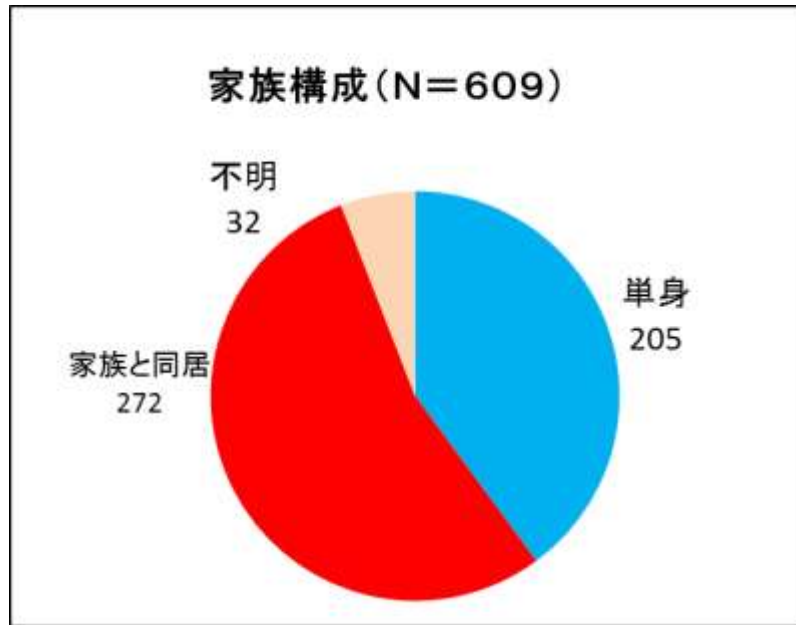


※平成25年12月13日開設

2 相談の状況 (2)相談者－②



2 相談の状況 (2)相談者－③



2 相談の状況 (3)相談者の支援類型－①

相談者

面接

①－1 寄り添い型支援(就労優先)

⇒複数の課題があるが、まずは就労支援を優先する者

①－2 寄り添い型支援(就労以外の課題優先)

⇒複数の課題があり、就労の前に解決すべき課題を持つ者

②－1 他機関へ引き継ぎ

⇒課題が複合化しておらず、既存の相談機関等で対応可能な者

②－2 情報提供

⇒関係窓口や制度の案内で、困りごとの解決が可能な者

③ 福祉事務所へ引継ぎ

⇒要保護要件を満たしており、生活保護の相談が必要な者

④ 見守り

⇒上記①から③のいずれかに該当すると思われるが、本人が辞退する者

⑤ 継続アセスメント

⇒上記①から③のいずれかに該当すると思われるが、見極めに時間を要する者

2 相談の状況

(3)相談者の支援類型－②

	支援類型	支援期間	アフターケア	割合	相談例
センターでの継続支援	①-1 就労支援と同時にその他の課題の解決を支援する相談者	1年	3か月	25%	【事例①】Aさん(男性・40歳代) 失業とともに、国民健康保険料の滞納と多重債務を抱える。再就職の支援と同時に、保険料の分割納付手続きの同行、法律相談による多重債務の整理を支援。
	①-2 就労以外の課題を優先的に解決後、就労支援に移行する相談者			21%	【事例②】Bさん(男性・40歳代) 前職勤務時にうつ病となり、離職。障害手帳の取得の支援と体調の安定を確認した後、障害サービスでの就労を支援。
	②-1 他機関と連携・引継ぎを行う相談者	2か月	3か月	4%	【事例③】Cさん(男性・30歳代) 母親と来所。退職したが、両親に扶養してもらい生活しているため、生活困窮はない。若者サポートステーションに同行し、支援の引継を実施。
	②-2 関係機関・制度の情報提供のみを行う相談者			22%	【事例④】Dさん(女性・60歳代) 「生活には困っていないが、遺産相続について相談したい」と来所した相談者に対して、法テラスを紹介。
	③ 福祉事務所への引継ぎを行う相談者	2か月		9%	【事例⑤】Eさん(男性・60歳代) 2年前に退職した後、貯金を取り崩して生活していた。心臓病のため、医師から就労不可と言われている。手持ち金が500円を切っていたため、福祉事務所へ同行。
	④ 客観的には支援が必要だが、本人が支援を拒否しているため、生活状況の見守りを行っている相談者	2か月		8%	【事例⑥】Fさん(女性・70歳代) 年金額10万円で生活をしている。生活保護等案内するも、拒否。本人了承のもと、地域包括支援センターに情報提供をするとともに、定期的な見守りを実施。
	⑤ 見極めに時間を要する相談者			11%	【事例⑦】Gさん(女性・40歳代) 重度の精神疾患により失業しているが、本人は就労を希望。医師の判断も含め、聞き取りを進めることにより、就労支援を行うか、治療が優先かを判断。

3 関係機関との連携

(1) 困窮者の早期把握①

川崎市生活自立・仕事相談センター だいJOBセンターのご案内



だいJOBセンター
川崎市生活自立・仕事相談センター

平成25年12月13日
開設

関係機関職員のみなさまへ

だいJOBセンターについてご理解をいただけるよう、当資料を作成いたしましたので、ご一読いただくとともに、貴窓口の来所者に対する別紙チラシの配布、当センターのご案内についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、スムーズな相談対応のため、だいJOBセンターを紹介される際には、できるだけ来所者が貴窓口にいる間に、お電話で来所の意向・本人の状況等をお知らせいただきますようご協力をお願いいたします。

●センターの概要

当センターは、失業等による経済的な問題とあわせて、精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などさまざまな課題を抱えた方を支援するため川崎市が設置する無料の相談窓口です。

●事業内容と特色

面接相談
相談者の課題を整理した上で
自立への最初の一步をサポート
寄り添い型支援
専門相談員による窓口・手続きへの同行等
きめ細やかな支援により自立をサポート

●利用要件 … 次の要件をすべて満たす方

- ✓ 川崎市内に居住、就労又は就学している
- ✓ 失業等で生活に困っている
- ✓ 生活保護を受給していない
- ✓ ホームレスではない

※ホームレスは対象となりませんが、住居喪失不安定就労者（仕事をしながら漫画喫茶等で起居する者）については、相談を受け付けます。

※緊急的な対応が必要な方については、相談者の居住地を所管する福祉事務所へご相談ください。

○手持金が少なく、食事が摂れていない○病状が悪く生命の危険が生じている 等

●利用者のイメージ

就労、自立を阻害する課題が複数あり、自身での解決が困難と思われる方が対象となります。

具体的には、

- ・支援があれば就労により生活維持が可能と思われるが、相談窓口がわからない等の理由で必要な支援が受けられていない方
- ・必要な支援が複数の機関にまたがるため、一人ではそれぞれへ相談することが困難と思われる方等が想定されます。

就労に課題がある

就職活動の方法がわからない、就労経験が少ない、職が定着しない 等

精神疾患・軽度の障害がある

発達障害、軽度の知的障害、精神疾患、依存症等があるか、もしくはその疑いがある

これらの複数の事情を抱えている方は、自身での解決が困難な状況が想定されます

日常生活に問題がある

生活習慣が乱れている、浪費癖がある、社会性や生活能力に課題がある 等

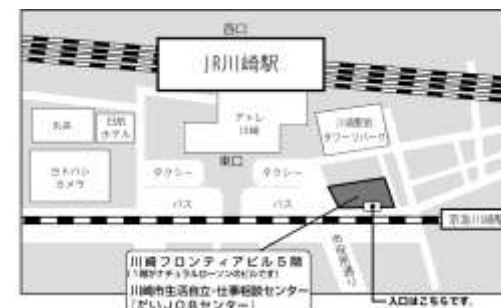
多重債務がある

借金があるものの法律相談を受けていない、解決方法を知らない

●ご不明な点はいつでもお問い合わせください！

電話 **044-245-5120** (担当 吉田・柳原)

窓口開設時間 月～金曜日 10時～18時 ※土日祝、年末年始は休業



※南部住宅支援給付相談センターが併設されており、川崎区・幸区在住の方の対応が可能です。

※だいJOBセンターは、川崎市からの委託を受け中高年事業団やまて企業組合が運営しています。

(担当 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 平井・一之瀬 電話 044-200-0309)

3 関係機関との連携

(1) 困窮者の早期把握－②

広報の状況

①関係機関職員向け案内

②チラシ

③ポスター

④ホームページ

<https://www.daijobkawasaki.jp/>

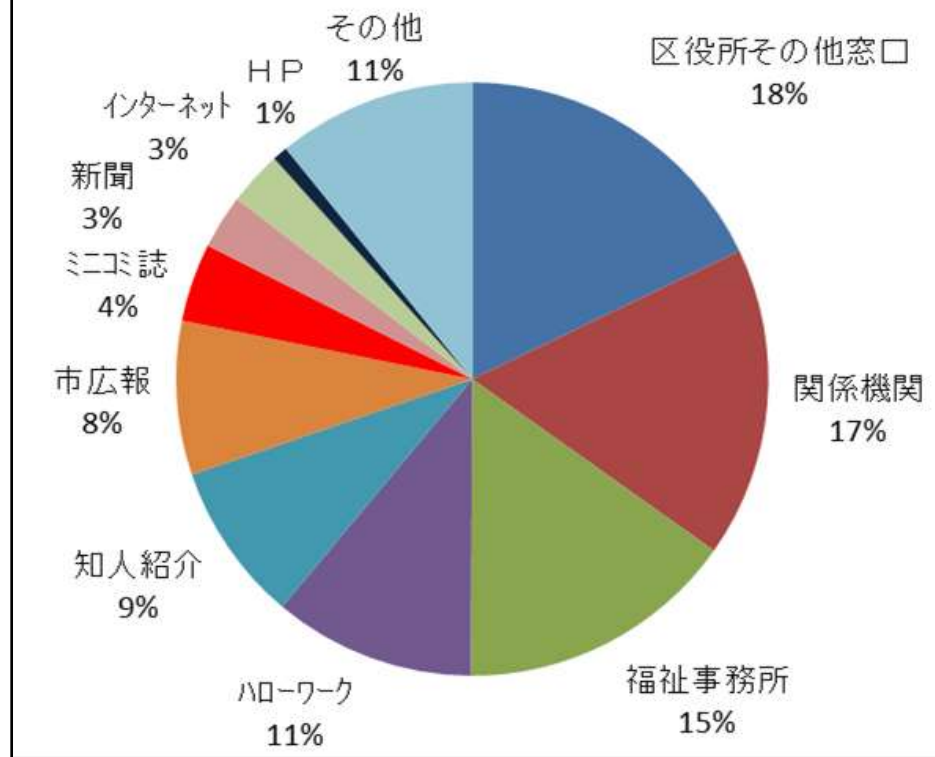
【市、国機関】

福祉事務所(9)、国保窓口(9)、図書館(7)
市税事務所(3)、地域包括支援センター(49)、
キャリアサポートかわさき(1)、
かわさき若者サポートステーション(1)
ハローワーク(2)、ろうどうセンター(1) 等

【民間機関】

不動産店(220)、公衆浴場(57)、コンビニ(210)、
駅地下街(1)、社会福祉協議会(8)、
町内会(80) 等

相談経路(N=609)



3 関係機関との連携

(1) 困窮者の早期把握③

60歳以上の仕事、女性のくらし、応援します
だいJOBセンター

「年金だけでは生活できない」「失業して家賃が払えない」「収入はあるが借金返済が多くて生活が苦しい」「離婚して生活費に困っている」「子供を育て、仕事が無くて生活に困っているが、頼れる人がいない」、そんな女性相談者には女性カウンセラーが話を聞くので安心です。

「相談に行く」と最初の面談で問題の整理をしてくれ、状況に応じて精神保健福祉士、社会福祉士、キャリアカウンセラー、弁護士などの専門家が、相談者に寄り添いながらその人に合った解決策を導き出します。

仕事になかなか見つからない60歳以上の女性に対しては希望の収入や、労働時間を聞き、求人先と交渉して、できるだけ条件に合う条件にアレンジし、積極的に仕事の紹介をしています。求人は100件ほどあり、情報は毎週更新されます。

就職してから、最初の数ヶ月は不安なもの。そんなときも、親身になって話を聞き、相談にのります。

困ったとき、不安になったときは、一人で悩まず、気軽に電話をしてみませんか？

誰かに話をするだけでも、自分の状況が客観視でき、解決の糸口が見つかるかもしれません。

対象者 ①川崎市内に居住、就労、就学していない②生活保護を受給していない③失業などで生活に困っている。3つの条件全てにあてはまる人

経済的な問題とあわせて、心の悩み、家庭の問題、健康上の問題、法律に関する問題など様々な課題を抱えた方の無料相談窓口です。

だいJOBセンター
相談無料 失業等でお困りの方は、気軽にお電話ください

川崎市生活自立・仕事相談センター

所在地 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル5階

窓口開設時間 月～金曜日 10:00～18:00 (土・日・祭日・年末年始は休業)

電話 044-245-5120

FAX 044-245-0710

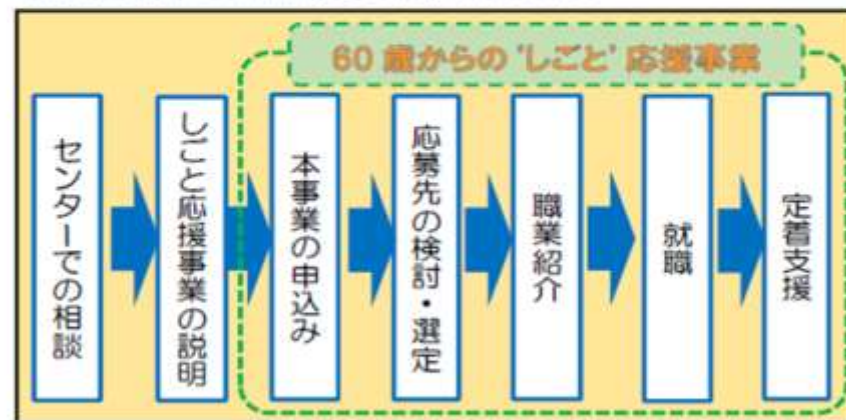
※「だいJOBセンター」には、住宅支援給付相談センターを併設しています。



だいJOBセンター
川崎市生活自立・仕事相談センター

60歳からの「しごと」応援事業
みなさんの“働きたい”をもっと当たり前。

経済的に生活にお困りで、仕事をしたいと思っていてもなかなか仕事が見つからない、60歳以上の方の就職を応援します。



●まずはお電話でお問い合わせください！

だいJOBセンター
川崎市生活自立・仕事相談センター

TEL 044-245-5120

窓口開設時間 月～金曜日 10時～18時
土・日・祭・年末年始は休業
川崎市駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 5階



3 関係機関との連携

(2) 確実なつなぎ

連絡票		だいJOBセンター 川崎市生活自立・仕事相談センター	
福祉事務所 御中			
当センターの次の利用者について状況の聞き取り等を行ったところ、要保護者であると見込まれますので、次のとおり連絡いたします。			
来訪者	フリガナ	生年月日	S・H 年 月 日
	氏 名 (才)	電話番号	
経歴・職歴	住所又は居所	(□賃貸(家賃 円) □その他 ())	
	学 歴	□中学 □高校 □高専 □卒業・修了 訓練等 □訓練 □専修・専門 科目・内容 ()	
	経 験	□短大 □大学 □大学院 □中退 □在学 受講歴 □各種学校 受講期間 年～ 年	
	直近の仕事	職種 () 年 月～ 年 月	
	経験した主な仕事	離職理由	
	経験した主な仕事	職種 () 年 月～ 年 月	
	経験した主な仕事	内容	
	経験した主な仕事	職種 () 年 月～ 年 月	
	経験した主な仕事	内容	
	経験した主な仕事	内容	
相談内容	相談の概要		
	生活保護	□無 □有(直近) 年 月～ 年 月 福祉事務所 ()	
	受給歴	※前年度以外で川崎市が福祉事務所での受給歴 □無 □有 年 月～ 年 月 福祉事務所 ()	
	他施策の状況	□失業給付 (年 月～ 年 月) □住宅支援給付 (年 月～ 年 月) □年金(種別 年額 円) □障害者手帳 () □児童扶養手当 □その他 ()	
	預貯金・現金等の保有状況	資産	□無 □有(□生命保険 □自動車 □不動産 □その他 ())
	ライフラインの停止・滞納状況	国保等の滞納状況	
	特記事項		
	添付資料 □相談申込・受付票 □インテーク・基礎アセスメントシート □その他 ()		
	平成 年 月 日		
	川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)		
担当	電話 044-245-5120(開設時間 月～金曜日 10:00～18:00)		

連絡票(相談者用)		だいJOBセンター 川崎市生活自立・仕事相談センター	
川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター) 御中 FAX 245-0710【送信の際は本人同意欄にマスキングをお願いします】			
当福祉事務所の相談者より、貴センターでの相談の希望があったことから、次のとおり連絡します。			
【本人同意欄】 ※だいJOBセンター宛て FAX 送信される際は本欄をマスキングしてください 福祉事務所長 様 相談支援の検討、実施等に当たり必要となる範囲内で、私の個人情報(川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)及び 福祉事務所との間で相互利用されることについて了承します。 (自署又は記名押印) 氏名 生年月日 年 月 日 住所 電話番号			
経歴・職歴	学 歴	□中学 □高校 □高専 □卒業・修了 訓練等 □訓練 □専修・専門 科目・内容 ()	
	経 験	□短大 □大学 □大学院 □中退 □在学 受講歴 □各種学校 受講期間 年～ 年	
	直近の仕事	職種 () 年 月～ 年 月	
	直近の仕事	内容	
	直近の仕事	離職理由	
	相談の概要		
	家族・親族の状況		
	生活保護	□無 □有(直近) 年 月～ 年 月 福祉事務所 ()	
	受給歴	※前年度以外で川崎市が福祉事務所での受給歴 □無 □有 年 月～ 年 月 福祉事務所 ()	
	他施策の状況	□失業給付 (年 月～ 年 月) □住宅支援給付 (年 月～ 年 月) □年金(種別 年額 円) □障害者手帳 () □児童扶養手当 □その他 ()	
相談内容	預貯金・現金等の保有状況	資産	□無 □有 ()
	住居の状況 □持家 □賃貸(家賃 円) □その他 ()		
	特記事項(だいJOBセンターでの対応が望まれる課題)		
	添付資料		
	福祉事務所 平成 年 月 日		
担当 電話番号 ※ 聞き取りで把握しなかった内容については空欄としてください			

3 関係機関との連携

(3) 支援における連携①



40代 男性

ハローワークで住宅支援給付を紹介され、住宅支援給付相談センターに来所。相談の結果失業給付受給中であつた為住宅支援給付の活用は見送ることとし、だいJOBセンターへ。
手持金は1万円程度。昨年10月失業、11月～今年9月30日まで失業給付あり。

●家賃

一ヶ月の滞納があつた為、滞納分を分割払いで毎月の家賃に上乗せして返済している。

●病状

前職でひざを痛めたが病院では就労可との判断。

●就労

現在はバイトの掛け持ちでも良いので早く（1月中）仕事を再開したい意向。当初は正社員、不動産業への就労希望があつたとのこと。
トラック・トレーラー・フォークリフトの免許があるが、腰・膝の病状悪化を懸念しており、この免許を生かした就職は考えていない。

●負債

現在残債100万円程度 返済3万円/月

・A社(30万円)

返済額について相談し最低7,000円まで減額交渉済み。

・B社(70万円)

返済額について交渉したが応じてもらえず。

遅延利息についても正確に計算され上乗せ返済を求められている。

【支援上の関係機関】

・市民税滞納

⇒ 市税事務所

・健康保険料滞納
短期証発行

⇒ 市保険年金課

・失業

⇒ ハローワーク

・負債

⇒ 法テラス

・家賃滞納

⇒ 不動産会社

支援内容

市民税

滞納が続き督促状が届いていたことから、納入について支援員が市民税窓口に行き、相談をしたところ、分納の対応をしていただけることとなった。

国保料

市民税と同様に窓口での相談を提案、本人が窓口で状況を伝えたところ、滞納分の分納の対応をいただいたほか、保険料減免の手続きをとることができた。

ハローワーク

ひざの状態がフルタイム就労に耐えられるかが不安との話を受け、失業給付を受けながら短時間の就労が認められる可能性があることを助言。本人がハローワークで詳細を確認の上、ひざの様子を見たり体を慣らしたりするため短時間のアルバイト探しを始めることとした。

負債

本人はすでに各社と相談していたが、改めて自己破産を含めた債務整理について説明したが、今後も返済を継続したい意向を確認した。

3 関係機関との連携

(3) 支援における連携②



60代 女性

家賃滞納により強制執行、1ヶ月後までに退去せざるを得ない状況。転宅の初期費用も捻出出来ず、小学生の孫の養育にも悩んでいる。

●世帯構成

相談者、夫、子(成人)、孫(小学生)の4人世帯。子(成人)は育児放棄で家に帰るのも不定期。親戚等にも頼れる方はいない。

●家賃

6～7年前の家計が苦しい時に1年分を滞納。現在は2ヶ月遅れで支払っている。

●負債

住宅家賃滞納分 100万(過去1年分と現在遅れている2か月分)
夫 カードローン 残額 40万
子(成人) 残額 20万(数年前から主が肩代わりで返済)
計 約160万

●収入

夫婦合わせて約35万。同居している子(成人)にも収入があるが、生活費は入れない。→保護要件なし

支援内容

居住支援

- ・強制執行が行われた場合に備え、格安物件の新居探しを進める。
- ・近隣に住む親戚へ連絡を取り、万が一の場合臨時に家族を受け入れることが可能か調整を行う。
- ・孫(小学生)の生活環境を懸念し児童相談所への相談を行う。

法律相談

相談の中で返済計画が立っている当初の債務とは別に、子(成人)から引継いだ債務約300万円を返済していることが判明。センターで実施している法律相談により、弁護士の専門相談を受けることとした。

【支援上の関係機関】

・住居確保

- ⇒ 不動産会社
- ⇒ ホームレス自立支援センター(福祉事務所)
- ⇒ 女性シェルター(女性相談)
- ⇒ 児童相談所

・負債

- ⇒ 法テラス

・家賃滞納

- ⇒ 不動産会社

4 就労支援状況

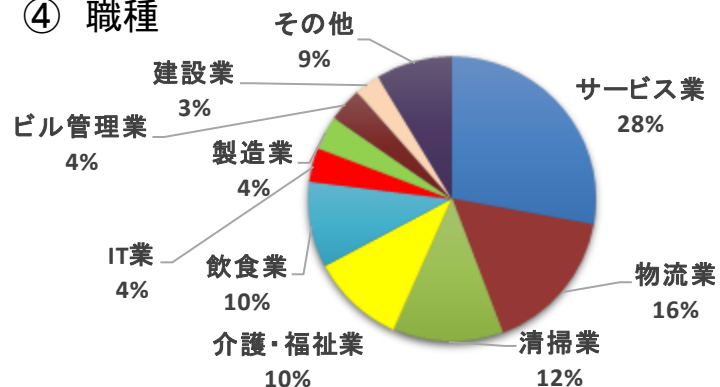
(1) 就労状況と効果

① 就労支援対象者数 193人(開設来)

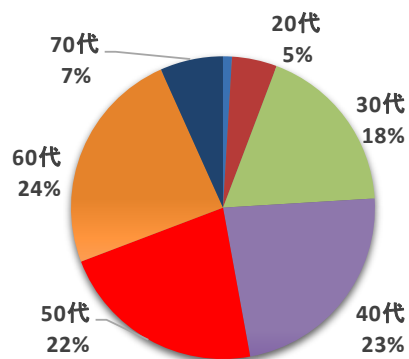
② 就労者数 104人

③ 就職率 53.9%

④ 職種



⑤ 年齢



⑥ 効果算定(例)

(ア) 投資額

予算 8,000万円(H26年度)
(年度委託料、賃借料等)

(イ) 効果額

【定義】 就職した者が1年間就労を継続し、
生活保護にならなかったと仮定

・保護費 $162\text{万円} \times 76\text{人} \times 2\text{倍}$
= 24,624万円

・CW人件費 $600\text{万円} \times 2\text{人}$
= 1,200万円

・その他(要検討)
医療費(本人負担分3割)
納税額(プラスの収入) 等 = + α

⇒ 効果額 25,824万円 + α

4 就労支援状況 (2) 効果比較

Road of The Long ~ 経済的自立生活への道のり



5 相談者像 (1)特徴の分析

	生活困窮者	保護受給者	ホームレス
生活保障	無し	有り	無し
医療保障	無し	有り	有り(医療単給)
住宅保障	無し	有り	無し
世帯構成	単身／複数	単身／複数	単身
家財道具	有り	有り	無し
生活の継続性	有り	有り	無し
主な支援	経済的自立 ◎ 社会的自立 ○ 日常生活自立 △	経済的自立 ◎ 社会的自立 ◎ 日常生活自立 ○	経済的自立 ◎ 社会的自立 ◎ 日常生活自立 ◎

※特徴を端的に示すため、象徴的に標記しています。

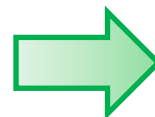
5 相談者像

(2) 任意事業実施に向けての本市の課題

① 就労準備事業、就労訓練事業

【条件】

- ・生活保護受給者、ニートは対象外
- ・訓練参加中の賃金、手当ては補助対象外

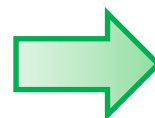


・訓練参加中の生活費は？

② 一時生活支援事業

【特徴】

- ・複数世帯である
- ・職場、学校、幼稚園、地域参加等の継続性
- ・家財道具を所持

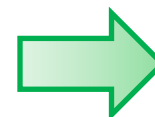


- ・一家離れ離れで入所？
- ・通勤、通学、通園の対応は？
- ・家財道具の一時保管場所は？

③ 家計相談支援事業

【内容】

- ・債務整理
- ・金銭管理支援
- ・貸付のあっせん



- ・誰がお金を貸してくれるの？
- ・滞納債権管理は？

2014年8月22日

第17回都市政策研究交流会

「多様な連携による総合的な生活困窮者支援」

無断転載、複製および転訳載を禁止します。

引用の際は本書（稿）が出典であることを必ず明記してください。

This paper is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this paper requires indication of the source.